

三次市教育委員会議案第12号

三次市地域学校協働活動推進員の委嘱について

三次市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和3年3月18日教育委員会告示第12号）第5条の規定により、次の者を三次市地域学校協働活動推進員に委嘱することについて、議決を求める。

令和4年6月24日提出

三次市教育委員会教育長 迫田 隆範